

10

自動車税種別割

納める人

- ① 県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車を除く）の所有者
- ② 割賦販売で売主が自動車（軽自動車を除く）の所有権を留保している場合の買主

納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が異なり、その主なものは次のとおりです。

区分	自家用		営業用	
		令和元年10月1日以降の新車		
乗用車	総排気量 1,000cc 以下	29,500円	25,000円	7,500円
	// 1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
	// 1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
	// 2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
	// 2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
	// 3,000cc超 3,500cc以下 // 6,000cc超	58,000円 111,000円	57,000円 110,000円	17,900円 40,700円
トラック	最大積載量 1t 以下	8,000円		6,500円
	// 1t超 2t 以下	11,500円		9,000円
	// 2t超 3t 以下	16,000円		12,000円
	// 3t超 4t 以下	20,500円		15,000円
	// 7t超 8t 以下	40,500円		29,500円
	8tを超える1t ごとの加算額	(6,300円)		(4,700円)
ライトバン	最大積載量 1t 以下	総排気量 1,000cc 以下	13,200円	10,200円
		// 1,000cc超 1,500cc 以下	14,300円	11,200円
		1,500cc 超	16,000円	12,800円

納 税

- ① 自動車税種別割は毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税されます。5月上旬に送付される納税通知書により5月31日までに納めます。
- ② 4月1日以後に新規登録した場合には、登録の時に申告し、月割で納めます。

● 車検用納税証明書について

車検の際、納税証明書が必要となる場合があります。

- ① 金融機関または県の窓口、コンビニエンスストアで納付される方へ
納税通知書等の右端は、車検用納税証明書になっています。納税後は、大切に保管してください。
- ② 地方税お支払サイト（クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）等）、スマートフォン決済アプリで納付される方へ
地方税お支払サイト（クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）等）、スマートフォン決済アプリで納付された方への車検用納税証明書の郵送は行いません。車検用納税証明書が必要な方は、納付から約14日後以降に県の窓口で申請いただくか、車検が近いなどお急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書等の右端の車検用納税証明書をご利用ください。

身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合については、申請により一人一台に限り自動車税種別割の減免措置を受けることができます（すでに軽自動車で減免措置を受けている場合は対象となりません）。詳しくは、山梨県自動車税センターにお問い合わせください。

この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種です。

自動車税種別割のグリーン化のお知らせ

令和5年度に新車新規登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、令和6年度の自動車税種別割が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われています。

環境負荷の小さい自動車

環境負荷の小さい自動車は、自動車税種別割を軽減しています。
令和6年度に軽減の対象になる自動車は次のとおりです。
※なお、軽自動車は本取扱いの対象にはなりません。

新車新規登録 (初度登録年度)	対象年度	対象・要件等			特例措置の内容
令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	令和6年度のみ	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準 NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合) プラグインハイブリッド自動車 			概ね75%軽減
			排出ガス性能	燃費性能	
		営業用の乗用車 (ガソリン車 ・LPG車)	平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成	概ね75%軽減
		営業用の乗用車 (クリーン ディーゼル車)	平成21年排出ガス基準適合 又は 平成30年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成	概ね50%軽減
			令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成	概ね75%軽減	概ね50%軽減

※車の後部などに排出ガス基準・燃費基準のステッカーが貼付されています。
※燃費基準については、車検証の備考欄に記載があります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録（初度登録）から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりも概ね15%上乗せとなります。上乗せの対象となる自動車は次のとおりです。

対象車種	上乗せ率
平成23年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%増額
平成25年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車については対象となりません。
※一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラックについては、概ね10%の据え置きとなっています。

ひとくちメモ

自動車には次のような税金がかかっています。

●購入

自動車税環境性能割
(県税)
軽自動車税環境性能割
(市町村税)

このほか購入時に消費税と
地方消費税がかかります。

●保有

自動車税種別割 (県税)
軽自動車税種別割
(市町村税)
自動車重量税 (国税)

●使用

[ガソリン消費]
揮発油税 (国税)
地方揮発油税 (国税)
[LPG消費]
石油ガス税 (国税)
[軽油消費]
軽油引取税 (県税)

●登録手続きは忘れずに !!

次の場合は運輸支局で登録手続きをしてください。

- ・売買などで自動車の所有者が変わったとき …… 移転登録
- ・自動車を廃車したとき …… 抹消登録
- ・住所や氏名が変わったとき …… 変更登録

登録手続きをおこたると、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、納税通知書が届かないなどトラブルの原因になります。